

## 令和6年度第2回亀岡市総合農政計画審議会資料

## 1 第9回特別管理における亀岡農業振興地域整備計画の変更概要について

- 時代に合わせた語句等の整理（法令・計画の内容、数値の更新等）
- 第4次亀岡市元気農業プラン、オーガニックビレッジ宣言の内容をもりこむ  
（農業用施設の維持管理体制、農業用資材の脱プラスチック化に向けた取り組みの推進、農機シェア等の推進、持続可能な農業の実現等）
- 地域計画との整合を図りながら農用地の利用を推進していくことを追記

主要個別案件について			
	案件	方針案	理由
1	資材置場への転用に伴う、農振農用地の除外（篠町王子桜木2他 計21筆、計7,688㎡、地権者計4名）	除外	各地権者が高齢で耕作できないなか、隣接する碎石場の資材置場用地としての活用申出があったため除外する。
2	介護施設の老朽化による新施設建設に伴う、ほ場整備地である農振農用地の除外（旭町年角115、1筆、1,415㎡のうち700㎡、地権者1名）	除外	地元住民が利用する施設の建て替えであり、他に代替地もないことから、やむを得ずほ場整備地である農振農用地を除外する。
3	工場の駐車場拡張に伴う、ほ場整備地である農振農用地の除外（吉川町吉田岩ノ上100,101、計2筆、計2,929㎡、地権者計2名）	除外	地元雇用拡大にも貢献する駐車場用地の拡張のためであり、他に代替地もないことから、やむを得ずほ場整備地である農振農用地を除外する。
4	ききょうの里の駐車場用地に伴う、ほ場整備地である農振農用地の除外（宮前町猪倉北垣内30、1筆、2,915㎡のうち730㎡、地権者1名）	除外	亀岡市の観光資源の利便性を向上させるものであり、他に代替地もないことから、やむを得ずほ場整備地である農振農用地を除外する。

## 2 第1回審議会後に生じた変更計画案の修正について

## ●非農地判断された農地の除外

令和6年8月1日～8月28日に農業委員会が実施した農地パトロールの結果、農地に復元することが困難として非農地判断した農地について、令和6年11月12日付けで情報提供を受けた。

このうち、非農地判断された農振農用地については、当然に除外するものであるので、第9回特別管理の除外案件に加えることとする。

《変更点は新旧対照表参照》